

令和 6 年第 4 回君津市議会定例会議案

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

君 津 市

令和 6 年第 4 回君津市議会定例会付議議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 号	教育委員会委員の任命について	1
議案第 2 号	令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 3 号	一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 4 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
議案第 5 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第 6 号	君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
議案第 7 号	君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
議案第 8 号	君津市重度認知症老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について	3 5
議案第 9 号	君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例を廃止する条例の制定について	3 9
議案第 1 0 号	君津市母子保健推進員設置条例を廃止する条例の制定について	4 3
議案第 1 1 号	国保小櫃診療所の指定管理者の指定について	4 7
議案第 1 2 号	国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者の指定について	4 9
議案第 1 3 号	君津市福祉作業所の指定管理者の指定について	5 1
議案第 1 4 号	君津市市民グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について	5 3
議案第 1 5 号	久留里市民プールの指定管理者の指定について	5 5
議案第 1 6 号	君津市営聖地公園の指定管理者の指定について	5 7
議案第 1 7 号	君津市里山管理センターの指定管理者の指定について	5 9
議案第 1 8 号	内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者の指定について	6 1
議案第 1 9 号	君津市交通広場駐車場の指定管理者の指定について	6 3

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 2 0 号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	6 5
議案第 2 1 号	君津市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について	6 7
議案第 2 2 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	7 1
議案第 2 3 号	財産の取得について	7 3
議案第 2 4 号	調停の申立てについて	7 5
議案第 2 5 号	損害賠償の額の決定及び和解について	7 7
議案第 2 6 号	令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 6 号）についての専決処分の承認を求めることについて	7 9
議案第 2 7 号	令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 2 8 号	令和 6 年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 2 9 号	令和 6 年度君津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 3 0 号	令和 6 年度君津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
報告第 1 号	専決処分の報告について	8 3

議案第 1 号

教育委員会委員の任命について

君津市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市大鷲

氏 名 増 田 亜 紀（48 歳）

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 3 号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 6 年 1 0 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、令和 6 年度に係る職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）、君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 1 年君津市条例第 2 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改め、同項第2号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,500	220,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	221,700	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	223,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	224,300	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	225,600	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	226,700	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	227,800	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	228,900	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	230,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	231,500	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	233,000	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	234,500	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	236,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	237,500	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	239,000	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	240,500	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	242,000	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	243,400	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	244,800	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	246,200	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	247,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	248,600	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	249,800	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	251,000	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	252,100	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	253,200	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	254,300	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	255,400	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	256,400	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	257,400	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	258,400	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	259,400	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	260,400	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	261,300	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	262,200	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	263,100	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	263,900	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	264,700	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	265,500	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	266,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	267,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	267,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000

任期 付職員及 び定 年前 再任 用短 時間 勤務 職員 以外 の職 員	43	239,900	268,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	269,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	270,000	311,700	354,300	375,600	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	270,800	313,000	355,700	376,800	403,400	445,000	
	47	242,600	271,600	314,300	357,100	378,000	404,100	445,400	
	48	243,200	272,300	315,400	358,500	379,100	404,800	446,100	
	49	243,800	273,000	316,300	360,000	380,200	405,400	446,600	
	50	244,400	273,800	317,600	360,800	381,400	406,000	447,000	
	51	245,000	274,600	318,900	361,800	382,600	406,500	447,400	
	52	245,500	275,300	320,200	362,800	383,700	406,900	447,800	
	53	246,000	276,000	321,400	363,700	384,800	407,300	448,200	
	54	246,400	276,700	322,700	364,800	386,000	407,500	448,600	
	55	246,700	277,400	323,900	365,700	387,200	407,800	449,000	
	56	247,000	278,100	325,100	366,700	388,300	408,100	449,300	
	57	247,300	278,800	326,400	367,600	389,400	408,400	449,600	
	58	247,600	279,500	327,500	368,300	390,600	408,700	450,000	
	59	247,900	280,200	328,600	369,000	391,800	409,000	450,300	
	60	248,200	280,900	329,700	369,600	392,900	409,300	450,600	
	61	248,500	281,500	330,400	370,000	394,100	409,500	450,900	
	62	248,800	282,200	331,300	370,600	395,300	409,800		
	63	249,100	282,800	332,000	371,300	396,500	410,100		
	64	249,400	283,500	332,800	372,000	397,500	410,400		
	65	249,700	284,100	333,600	372,300	398,600	410,600		
	66	250,000	284,800	334,000	373,000	399,800	410,900		
	67	250,300	285,400	334,600	373,700	400,900	411,200		
	68	250,600	286,100	335,300	374,300	402,000	411,500		
	69	250,900	286,700	336,100	374,600	402,700	411,700		
	70	251,200	287,400	336,800	375,100	403,400	412,000		
	71	251,500	288,000	337,500	375,700	404,100	412,300		
	72	251,800	288,500	338,100	376,300	404,800	412,500		
	73	252,100	289,000	338,600	376,600	405,400	412,700		
	74	252,400	289,600	339,200	377,200	406,000	413,000		
	75	252,700	290,100	339,700	377,900	406,500	413,300		
	76	253,000	290,700	340,300	378,500	406,900	413,500		
	77	253,300	291,200	340,600	378,900	407,300	413,700		
	78	253,600	291,700	341,100	379,400	407,500	414,000		
	79	253,900	292,300	341,500	380,000	407,800	414,300		
	80	254,200	292,900	341,900	380,500	408,100	414,500		
	81	254,500	293,400	342,300	381,000	408,400	414,700		
	82	254,800	293,900	342,800	381,600	408,700	415,000		
	83	255,100	294,300	343,300	382,100	409,000	415,300		
	84	255,400	294,600	343,800	382,400	409,300	415,500		
	85	255,700	294,800	344,100	382,800	409,500	415,700		
	86	256,000	295,100	344,500	383,300	409,800			
	87	256,300	295,300	344,900	383,700	410,100			
	88	256,600	295,600	345,300	384,100	410,400			
	89	256,900	295,800	345,600	384,500	410,600			

	90	257,200	296,000	346,000	385,000	410,900			
	91	257,500	296,300	346,400	385,400	411,200			
	92	257,800	296,500	346,800	385,800	411,500			
	93	258,100	296,800	347,000	386,100	411,700			
	94		297,100	347,400	386,600				
	95		297,400	347,800	387,000				
	96		297,700	348,200	387,400				
	97		298,000	348,400	387,700				
	98		298,300	348,800					
	99		298,600	349,200					
	100		299,000	349,500					
	101		299,200	349,800					
	102		299,400	350,200					
	103		299,700	350,600					
	104		300,100	351,000					
	105		300,300	351,500					
	106		300,600	351,900					
	107		301,000	352,300					
	108		301,400	352,700					
	109		301,600	353,200					
	110		301,900	353,600					
	111		302,200	353,900					
	112		302,500	354,200					
	113		302,700	354,700					
	114		303,000						
	115		303,300						
	116		303,600						
	117		303,800						
	118		304,200						
	119		304,600						
	120		304,900						
	121		305,100						
	122		305,300						
	123		305,600						
	124		306,000						
	125		306,200						
任期 付職員		194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条第1項）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	370,000	426,700	484,400
	2	372,600	428,700	486,200
	3	375,100	430,700	488,000
	4	377,600	432,600	489,800
	5	380,100	434,500	491,600
	6	382,800	436,100	493,300
	7	385,500	437,700	495,000
	8	388,100	439,300	496,700
	9	390,200	440,900	498,400
	10	392,700	442,700	500,500
	11	395,200	444,500	502,600
	12	397,700	446,300	504,700
	13	400,300	448,100	506,700
	14	403,000	449,900	508,600
	15	405,600	451,700	510,700
	16	408,100	453,500	512,700
	17	410,500	455,100	514,600
	18	412,700	457,100	516,600
	19	414,800	459,000	518,600
	20	416,900	460,900	520,400
	21	419,000	462,300	522,200
	22	420,500	464,100	524,000
	23	422,000	465,900	525,800
	24	423,500	467,700	527,600
	25	424,900	469,500	529,200
	26	426,400	471,300	531,000
	27	427,900	473,100	532,800
	28	429,300	474,900	534,600
	29	430,700	476,700	536,200
	30	432,200	478,500	538,000
	31	433,700	480,300	539,800
	32	435,100	482,100	541,500
	33	436,500	483,900	543,100
	34	438,000	485,800	544,900
	35	439,500	487,700	546,600
	36	440,900	489,600	548,300
	37	442,300	491,500	549,800
	38	443,700	493,200	551,400
	39	445,100	495,000	552,800
	40	446,500	496,800	554,400
	41	447,900	498,400	555,900
	42	449,300	500,200	557,300
	43	450,700	502,000	558,700

任期 付職 員及 び定 年前 再任 用短 時間 勤務 職員 以外 の職 員	44	452, 100	503, 600	560, 000
	45	453, 500	505, 000	561, 200
	46	454, 900	506, 700	562, 200
	47	456, 300	508, 500	563, 200
	48	457, 700	510, 200	564, 200
	49	459, 100	511, 700	565, 200
	50	460, 800	513, 000	566, 200
	51	462, 400	514, 300	567, 200
	52	464, 000	515, 600	568, 200
	53	465, 600	516, 600	569, 300
	54	466, 800	517, 900	570, 400
	55	468, 000	519, 200	571, 500
	56	469, 100	520, 500	572, 600
	57	470, 100	521, 500	573, 700
	58	471, 100	522, 300	574, 800
	59	472, 000	523, 100	575, 900
	60	472, 800	523, 900	577, 000
	61	473, 500	524, 800	578, 100
	62	474, 200	525, 600	579, 100
	63	474, 900	526, 400	580, 100
	64	475, 500	527, 100	581, 100
	65	476, 200	527, 900	582, 100
	66	476, 900	528, 700	583, 100
	67	477, 500	529, 400	584, 100
	68	478, 100	530, 300	585, 100
	69	478, 400	531, 200	586, 100
	70	479, 000	532, 000	587, 100
	71	479, 700	532, 900	588, 100
	72	480, 400	533, 800	589, 100
	73	480, 800	534, 600	590, 100
	74	481, 400	535, 500	591, 100
	75	482, 100	536, 400	592, 100
	76	482, 800	537, 100	593, 100
	77	483, 200	537, 900	594, 100
	78	483, 800	538, 800	595, 100
	79	484, 400	539, 700	596, 100
	80	484, 900	540, 600	597, 100
	81	485, 400	541, 400	598, 100
	82	485, 900	542, 300	599, 100
	83	486, 400	543, 200	600, 100
	84	486, 900	544, 100	601, 100
	85	487, 300	544, 900	602, 100
	86	487, 800	545, 800	603, 100
	87	488, 200	546, 700	604, 100
	88	488, 700	547, 600	605, 100
	89	489, 200	548, 400	606, 100
	90	489, 800		607, 100
	91	490, 400		608, 100
	92	490, 800		609, 100

	93	491,300		610,100
	94	491,900		611,100
	95	492,500		612,100
	96	493,000		613,100
	97	493,500		614,100
	98			615,100
	99			616,100
	100			617,100
	101			618,100
	102			619,100
	103			620,100
	104			621,100
	105			622,100
	106			623,100
	107			624,100
	108			625,100
	109			626,100
	110			627,100
	111			628,100
	112			629,100
	113			630,100
	114			631,100
	115			632,100
	116			633,100
	117			634,100
	118			635,100
	119			636,100
	120			637,100
	121			638,100
	122			639,100
	123			640,100
	124			641,100
	125			642,100
	126			643,100
	127			644,100
	128			645,100
	129			646,100
	130			647,100
	131			648,100
	132			649,100
	133			650,100
任期 付職員		342,200	381,600	441,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第15条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	220,000
2	184,600	221,700
3	185,800	223,000
4	186,900	224,300
5	188,000	225,600
6	189,700	226,700
7	191,300	227,800
8	192,900	228,900
9	194,500	230,000
10	196,200	231,500
11	197,800	233,000
12	199,400	234,500
13	201,000	236,000
14	202,700	237,500
15	204,400	239,000
16	206,100	240,500
17	207,400	242,000
18	209,000	243,400
19	210,600	244,800
20	212,100	246,200
21	213,600	247,400
22	215,200	248,600
23	216,800	249,800
24	218,400	251,000
25	220,000	252,100
26	221,700	253,200
27	223,000	254,300
28	224,300	255,400
29	225,600	256,400
30	226,700	257,400
31	227,800	258,400
32	228,900	259,400
33	230,000	260,400
34	231,100	261,300
35	232,200	262,200
36	233,300	263,100
37	234,400	263,900
38	235,400	264,700
39	236,400	265,500
40	237,300	266,300
41	238,200	267,000
42	239,100	267,800
43	239,900	268,600
44	240,700	269,300

45	241,400	270,000
46	242,000	270,800
47	242,600	271,600
48	243,200	272,300
49	243,800	273,000
50	244,400	273,800
51	245,000	274,600
52	245,500	275,300
53	246,000	276,000
54	246,400	276,700
55	246,700	277,400
56	247,000	278,100
57	247,300	278,800
58	247,600	279,500
59	247,900	280,200
60	248,200	280,900
61	248,500	281,500
62	248,800	282,200
63	249,100	282,800
64	249,400	283,500
65	249,700	284,100
66	250,000	284,800
67	250,300	285,400
68	250,600	286,100
69	250,900	286,700
70	251,200	287,400
71	251,500	288,000
72	251,800	288,500
73	252,100	289,000
74	252,400	289,600
75	252,700	290,100
76	253,000	290,700
77	253,300	291,200
78	253,600	291,700
79	253,900	292,300
80	254,200	292,900
81	254,500	293,400
82	254,800	293,900
83	255,100	294,300
84	255,400	294,600
85	255,700	294,800
86	256,000	295,100
87	256,300	295,300
88	256,600	295,600
89	256,900	295,800
90	257,200	296,000
91	257,500	296,300
92	257,800	296,500

93	258, 100	296, 800
94		297, 100
95		297, 400
96		297, 700
97		298, 000
98		298, 300
99		298, 600
100		299, 000
101		299, 200
102		299, 400
103		299, 700
104		300, 100
105		300, 300
106		300, 600
107		301, 000
108		301, 400
109		301, 600
110		301, 900
111		302, 200
112		302, 500
113		302, 700
114		303, 000
115		303, 300
116		303, 600
117		303, 800
118		304, 200
119		304, 600
120		304, 900
121		305, 100
122		305, 300
123		305, 600
124		306, 000
125		306, 200

第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第15条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の給与に関しては、令和6年12月31日までの間、第5条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）の規定は、適用しない。
 - (1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの
 - (2) パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満のもの
- 3 第1条の規定（一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定（君津市任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定（会計年度給与条例別表第1の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例（前項の規定により適用しない場合を除く。以下同じ。）の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条及び第22条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定（会計年度給与条例第15条及び第15条の2の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例及び第5条の規定による改正前の会計年度給与条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 4 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の引上げを行うため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、常勤特別職の期末手当の支給月数の引上げを行うため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 8 号）の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 号

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

在宅のねたきり老人の介護者に支給する福祉手当を廃止するに当たり、君津市ねたきり
老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例（昭和 4 9 年君津市条例第 2 号）の一部を改
正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例（昭和４９年君津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例

第１条中「、在宅のねたきり老人の介護者」を削る。

第２条第１号を削り、同条第２号中「かつ、前号のねたきり老人と同様の状態にある者」を「居宅において、おおむね継続して６月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する者」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号を同条第２号とし、同条第４号ア中「第１５条」を「第１２条」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とし、同条第６号中「本市に住所を有し、現にねたきり老人又は」を削り、「あたって」を「当たって」に改め、同号を同条第５号とする。

第３条中「ねたきり老人の介護者、」を「本市に住所を有する」に改める。

第６条第１項中「ねたきり老人又は」及び「ねたきり老人にあつては月額８，６５０円、重度の心身障害者（児）にあつては」を削り、同条第３項中「次表」を「次の表」に改め、同項ただし書中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第７条中「一に」を「いずれかに」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第１号中「ねたきり老人又は」を「介護者が」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 7 号

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

消防団組織の再編により団員定数を見直すため、君津市消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 3 9 号）の一部を改正しようとするもので
ある。

君津市条例第 号

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４５年君津市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「８０８人」を「７８０人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 8 号

君津市重度認知症老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について

君津市重度認知症老人介護手当支給条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

在宅の重度認知症老人の介護者に支給する手当を廃止するに当たり、君津市重度認知症老人介護手当支給条例（昭和 6 0 年君津市条例第 2 0 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市重度認知症老人介護手当支給条例を廃止する条例

君津市重度認知症老人介護手当支給条例（昭和 6 0 年君津市条例第 2 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例を廃止する条例の制定について

君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

ひとり親家庭に支給する住宅手当を廃止するに当たり、君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例（昭和 5 3 年君津市条例第 8 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例を廃止する条例

君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例（昭和 53 年君津市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 8 年 3 月分の手当の支給については、なお従前の例による。ただし、同月分の手当については、廃止前の君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後速やかに支払うものとする。

議案第 10 号

君津市母子保健推進員設置条例を廃止する条例の制定について

君津市母子保健推進員設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

母子保健推進員を廃止するに当たり、君津市母子保健推進員設置条例（昭和 51 年君津市条例第 4 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市母子保健推進員設置条例を廃止する条例

君津市母子保健推進員設置条例（昭和 5 1 年君津市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

国保小櫃診療所の指定管理者の指定について

国保小櫃診療所の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 国保小櫃診療所 |
| 2 | 施設の位置 | 君津市末吉 1046 番地 |
| 3 | 指定管理者 | 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者の指定について

国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設の名称及び位置 | (1) 国保松丘診療所
君津市広岡 1 7 2 6 番地の 1
(2) 国保笹診療所
君津市笹 6 7 0 番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

令和6年11月29日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 13 号

君津市福祉作業所の指定管理者の指定について

君津市福祉作業所の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 君津市福祉作業所ミツバ園 |
| 2 | 施設の位置 | 君津市坂田 396 番地の 4 |
| 3 | 指定管理者 | 君津市貞元 188 番地 2
合同会社スリーアップ
代表社員 三上 正樹 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 14 号

君津市市民グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について

君津市市民グラウンド・ゴルフ場の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 君津グラウンド・ゴルフ場 |
| 2 | 施設の位置 | 君津市作木 201 番 3 |
| 3 | 指定管理者 | 君津市作木 237 番地 1
釧持工業株式会社
代表取締役 釧持 純一 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 15 号

久留里市民プールの指定管理者の指定について

久留里市民プールの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 久留里市民プール |
| 2 | 施設の位置 | 君津市久留里市場 383 番 1 |
| 3 | 指定管理者 | 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
株式会社オーエンス
代表取締役 大木 一雄 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 16 号

君津市営聖地公園の指定管理者の指定について

君津市営聖地公園の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 君津市営聖地公園 |
| 2 | 施設の位置 | 君津市向郷 1 6 3 2 番地 1 2 |
| 3 | 指定管理者 | 君津市大坂 7 4 4 番地
有限会社大坂造園
代表取締役 山下 義久 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 17 号

君津市里山管理センターの指定管理者の指定について

君津市里山管理センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市里山管理センター三舟の里案内所
- 2 施設の位置 君津市小香 359 番 1
- 3 指定管理者 君津市小香 359 番 1
三舟の里コミュニティ活動推進委員会
会長 小堀 昭夫
- 4 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 18 号

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者の指定について

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設の名称及び位置 | (1) 内みのわ運動公園
君津市内箕輪一丁目 1 番 1
(2) 君津緩衝緑地（スポーツ広場等）
君津市坂田 6 1 3 番 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4
三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 19 号

君津市交通広場駐車場の指定管理者の指定について

君津市交通広場駐車場の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津駅北口交通広場駐車場
- 2 施設の位置 君津市東坂田二丁目 1 番
- 3 指定管理者 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目 3 番 22 号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 小針 宏之
- 4 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 20 号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和 44 年千葉県指令第 2229 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 11 条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

君津市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

君津市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、木更津市と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第 1 条 この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、木更津市夜間急病診療所における応急的な診療行為その他の君津市の救急急病医療事業に関する事務を木更津市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第 2 条 君津市は、救急急病医療事業のうち次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木更津市に委託する。

- (1) 夜間等における急病患者に対する応急的な診療に関する事務
- (2) 木更津市夜間急病診療所の施設及び設備の管理に関する事務
- (3) その他木更津市夜間急病診療所の運営に関する事務
- (4) 病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業に関する事務
- (5) 地域救急医療協議会の運営に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、木更津市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、君津市の負担とする。

2 君津市の負担すべき経費については、木更津市長が君津市長と協議して定めた額を、君津市は、毎年度、木更津市に納付するものとする。ただし、地方交付税の算定にあたり第2条第1号から第3号までの事務について診療所数にかかる密度補正が適用され、木更津市に地方交付税が交付された場合、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「関係市」という。）で按分し、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、木更津市長は、委託事務に要する経費に関する書類を作成し、あらかじめ君津市長に送付するものとする。

4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、木更津市長が君津市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第5条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を木更津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て木更津市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 木更津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは速やかに当該決算の委託事務に関する部分を君津市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて君津市長と連絡会議を開くものとする。ただし、君津市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃しようとする場合においては、あらかじめ君津市長と協議しなければならない。

- 2 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃したときは、直ちに当該条例等を君津市長に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知があったときは、君津市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、君津市長と木更津市長との協議により定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 君津市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する木更津市の条例等が君津市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、木更津市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに君津市に還付しなければならない。

議案第 22 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、同表第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、同表第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、同表第 3 条第 1 項第 11 号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 49 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 財産の表示 災害対策備品
(1) ポータブル電源 72 台
(2) ソーラーパネル 72 台
- 2 取得の目的 災害時に孤立の可能性がある集落に配備するため。
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 19,800,000 円
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
- 5 取得の相手方 君津市六手 218 番地 4
株式会社エノモト防災工業 君津支店
支店長 石井 芳光

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 24 号

調停の申立てについて

下記のとおり調停の申立てをしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 申立ての相手方

周西南中学校の元校長 2 名

2 申立ての趣旨

君津市が相手方に対する国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 2 項に規定する求償権に基づく求償額を合意により決定する。

3 申立ての理由

周西南中学校の学校事務職員が同校生徒の保護者から納入された学校納入金の一部を私的に流用していたことにより、君津市が保護者に支払った損害賠償金から、当該学校事務職員が君津市からの求償に応じて支払った額を除いた 8, 295, 848 円について、共同して責任を負うべき相手方に対する求償額を決定するため、裁判所に対し、調停の申立てを行うものである。

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

令和 6 年 4 月 17 日、午前 11 時 30 分頃、市道大中豊田線、君津市川俣 279 番地先において、道路が陥没し、走行中のダンプトラックの左側後方部が陥没穴に落下したことにより、運転手が負傷したものの。

2 和解の相手方

個人（富津市在住）

3 和解の内容

- （1） 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、
1,371,865 円を支払う。
- （2） 君津市と相手方は、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切異議、請求の申立てを行わない。

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 26 号

令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 6 号）についての専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子



専 決 処 分 書

令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 6 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 4 日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第 1 0 号

令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 6 号）

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和 6 年 9 月 1 6 日、午後 1 時頃、君津市山滝野 1 2 2 1 番 2 地先で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通乗用車が市道を走行中に、跳ね上がったグレーチングが車両下部に当たり、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（木更津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、6 3, 0 0 0 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	令和 6 年 1 1 月 5 日

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

君津市長 石 井 宏 子